バングラデシュ、フィリピン、イラン、イタリア、エストニア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、セーシェル、チュニジア、モロッコ	ナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、だいず、たかさぶろう、とうがん、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、へちま、ペポかぼちや、メロン、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato leaf curl New Delhi virus*に侵されていないことが特記されていること。
三十八　大韓民国、中華人民共和国	すいか及びペポかぼちやの種子であつて栽培の用に供するもの並びにすいか、ペポかぼちや及びゆうがおの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Zucchini green mottle mosaic virus*に侵されていないことが特記されていること。

付表
一～四　（略）

（新設）	（新設）	（新設）

付表
一～四　（略）

附　則

この省令は、令和二年十一月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「*Haplothrips nigricornis*」、「*Haplothrips robustus*」、「*Phenacoccus solenopsis*」、「*Helix aspersa*」及び「Grapevine vein necrosis」を削る部分、別表一の二の改正規定中「、エスワティニ」、「、北マケドニア共和国」及び「、カーボベルデ」を加える部分並びに「、スワジランド」、「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「、カーボヴェルデ」を削る部分、別表二の改正規定中「、北マケドニア共和国」及び「、エスワティニ」を加える部分並びに「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「、スワジランド」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「、北マケドニア共和国」を加える部分及び「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る部分は、公布の日から施行する。